

別 表

助成区分	NPO活動サポート事業		
	スタートアップ事業	特定分野事業	SDGs事業
助成対象事業	設立後3年未満のNPO法人の定款に定める事業	NPOの特性を生かしたアイデア・視点で実施する事業 寄附者によるネーミング事業 分野指定枠	SDGsのゴールの一つである、「パートナーシップ」に取り組み、2団体以上と連携する横断的な事業 寄附者によるネーミング枠 一般事業枠
助成対象者	次のいずれにも該当するNPO法人 申請書提出までに、設立登記が完了していること 県内に事務所を有し、主に県内で活動していること	次のいずれにも該当するNPO法人 申請書提出までに、設立登記が完了していること 県内に事務所を有し、主に県内で活動していること 特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を所定の期間内に所轄庁へ提出していること。	同左
助成対象経費	事業活動を実施するために直接必要な経費（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）	同左	同左
助成額	財源を一般寄附として、助成対象経費の10/10以内で、20万円を上限として知事が定める額	助成対象経費の10/10以内で、各寄附金相当額を上限として知事が定める額 財源を分野希望寄附として、助成対象経費の4/5以内で、100万円を上限として知事が定める額	助成対象経費の10/10以内で、各寄附金相当額を上限として知事が定める額 財源を一般寄附として、助成対象経費の4/5以内で50万円を上限として知事が定める額
助成対象期間	助成事業を実施する年度の6月1日から2月末日	同左	同左

助成区分	みんなでサポート事業
助成対象事業	埼玉県NPO基金の登録団体が、主に県内において実施する定款に規定された特定非営利活動に係る事業
助成対象者	次のいずれにも該当するNPO法人 「埼玉県特定非営利活動促進基金団体登録要綱」に基づき、埼玉県NPO基金に登録されていること 別に定める基準日以前の2年間に、埼玉県NPO基金に当該団体を希望する寄附金があること 県からの助成金と自己資金等を併せて5万円以上の事業を、助成対象期間内に実施できること
助成対象経費	事業活動を実施するために直接必要な経費（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）
助成額	年間200万円を上限として知事が定める額
助成対象期間	助成事業を実施する年度の4月1日から2月末日